

令和7年度 大崎市休日部活動地域移行モデル事業実施要領

1 事業目的

本市における中学生の運動・文化活動の機会を将来にわたって安定的・継続的に実施することができるよう、休日の部活動の地域移行推進に関するモデル事業を実施し、実施成果を検証しながら、多種多様な子どもたちの活動機会確保の一助とする。

2 実施期間

令和7年4月から令和8年2月までとする。

3 事業内容

(1) 事業対象とする団体（地域クラブ活動）

国が定める地域クラブ活動のガイドラインを遵守し、休日に社会教育活動として教員（顧問）が不在による部活動種目の活動が可能である団体、若しくは、部活動種目以外の新たな活動（ニュースポーツ、障がい者スポーツ、文化芸術等）が可能である団体とする。

(2) 事務手続き及びモデル事業団体の決定

上記に該当し、モデル事業に取り組む団体については、「モデル事業計画書」（別紙）を作成し、市教育委員会に提出する。教育委員会は計画書に基づきモデル事業の対象とする団体を決定するものとする。

なお、対象団体数が予算額を上回った場合は、内容等を精査し決定するものとする。

(3) 予算措置

市教育委員会は、モデル事業として決定した団体に所属する指導者に対し、指導料（謝金）として1回の活動（指導）につき、一人当たり時給1,000円（最大3時間）を支払うものとする。

ただし、謝金の上限については月2回分までとし、以下のとおりとする。また、兼職兼業の教員も対象とするが、休日部活動指導の特殊業務手当は受給しないものとする。

また、学校部活動の外部指導者として登録している場合は、休日部活動の指導に対する謝金と二重交付とならないよう注意すること。

地域クラブ活動所属人数	指導者数/回	謝金/月
1人～10人以下	上限2人	上限3,000円×2人×2回/月
11人～20人以下	上限3人	上限3,000円×3人×2回/月
21人以上	上限4人	上限3,000円×4人×2回/月

(4) モデル事業（地域移行・展開）のイメージ

	現行の学校部活動					モデル事業（受皿となる地域クラブでの活動）	
	月	火	水	木	金	土	日
活動	平日の学校部活動（現状のまま）					原則どちらか1日（3時間以内）	
指導者	教職員					外部指導者 教職員の兼職兼業	
位置づけ	学校教育活動の一環					社会教育活動（スポーツ・文化活動）	
運営主体	各学校（学校単位）					スポーツ少年団等（単一校に限らない）	
保険	学校の保険					一般のスポーツ保険等	
活動場所	学校施設					学校施設、社会教育・体育施設	

※特別な事情により土日連日で活動した場合も認めることとするが、月2回の活動を原則とする。

(5) 活動の報告

モデル事業の活動にあたっては、「モデル事業活動報告書」（別紙）を作成し、市教育委員会に提出する。

(6) 地域移行コーディネーターによる巡回

地域移行コーディネーターがモデル事業の活動の様子を巡回し、学校、地域クラブ、教育委員会（推進室）の連絡調整にあたる。

(7) 指導者（スタッフ）について

当事業を実施するにあたり、各競技（活動）種目、団体運営に必要な公的資格、若しくは指導経験を有するものとし、子どもたちの健全育成に努めることを原則とする。

また、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶に取り組むこととし、県や関係機関等が主催する研修会等に積極的に参加するものとする。特に資格を有していない方については、宮城県地域クラブ活動指導者（スポーツ・文化芸術）研修会を受講することで、中学生を指導するに当たって留意すべき事項等を学んだ指導者として活動することができるものとする。

4 留意事項

○団体は、定期的に学校（顧問）との連絡調整（情報共有）に努める。

○学校の教員が指導者として関わる場合は、所属長の承認の上、教育委員会に兼職兼業届を提出し、許可を得るものとする。